This Page Is Inserted by IFW Operations and is not a part of the Official Record

BEST AVAILABLE IMAGES

Defective images within this document are accurate representations of the original documents submitted by the applicant.

Defects in the images may include (but are not limited to):

- BLACK BORDERS
- TEXT CUT OFF AT TOP, BOTTOM OR SIDES
- FADED TEXT
- ILLEGIBLE TEXT
- SKEWED/SLANTED IMAGES
- COLORED PHOTOS
- BLACK OR VERY BLACK AND WHITE DARK PHOTOS
- GRAY SCALE DOCUMENTS

IMAGES ARE BEST AVAILABLE COPY.

As rescanning documents *will not* correct images, please do not report the images to the Image Problem Mailbox.

EO/US PCT/JP00/04422

TENT COOPERATION TRE

	From the INTERNATIONAL BUREAU	
PCT	То:	
NOTIFICATION OF ELECTION (PCT Rule 61.2)	Commissioner US Department of Commerce United States Patent and Trademark Office, PCT 2011 South Clark Place Room CP2/5C24 Arlington, VA 22202	
Date of mailing: 08 March 2001 (08.03.01)	ETATS-UNIS D'AMERIQUE in its capacity as elected Office	
International application No.:		
PCT/JP00/04422	Applicant's or agent's file reference: H738-PCT	
International filing date: 04 July 2000 (04.07.00)	Priority date: 27 August 1999 (27.08.99)	
Applicant: TAKAHASHI, Taro et al		
1. The designated Office is hereby notified of its election made: In the demand filed with the International preliminary Examining Authority on: 20 December 2000 (20.12.00) in a notice effecting later election filed with the International Bureau on: 2. The election was was not made before the expiration of 19 months from the priority date or, where Rule 32 applies, within the time limit under Rule 32.2(b).		
The International Bureau of WIPO 34, chemin des Colombettes	Authorized officer:	
1211 Geneva 20, Switzerland J. Zahra Facsimile No.: (41-22) 740.14.35 Telephone No.: (41-22) 338.83.38		

. ..

- -

唐志	₩£	47	カ	冬	\$
পদ	# †	550	75	*	ポリ

REC'D 0 8 JUN 2001

WIPO PCT

РСТ

. **.**

1_1

国際予備審査報告

(法第12条、法施行規則第56条) [PCT36条及びPCT規則70]

	、又は代理 〔記号 H	Қ 7 3 8 — Р С Т	今後の手続き	きについては、	国際予備審査 IPEA/4	報告の送付通知 1 6)を参照す		ст/	
	出顧番号 「/JP0」	0/04422	国際出願日 (日.月.年)	04.07	. 00	優先日 (日.月.年)	27.0	8.99	
国際幣	許分類(IPC) Int.Cl	' A23C9	9/13, A2	3L2/68				
出願ノ	、(氏名又) 不二	は名称) 製油株式会社							
1.	国際予備	審査機関が作成したこの	国際予備審査報	服告を法施行規	見則第57条(P	CT36条)の	規定に従	い送付する	5.
2.	この国際	予備審査報告は、この表紙	紙を含めて全部	Bで <u>4</u>	~	ジからなる。			
	 この国際予備審査報告には、附属書類、つまり補正されて、この報告の基礎とされた及び/又はこの国際予備審査機関に対してした訂正を含む明細書、請求の範囲及び/又は図面も添付されている。 (PCT規則70.16及びPCT実施細則第607号参照) この附属書類は、全部で ページである。 								
3.	 この国際 ⁻	 予備審査報告は、次の内3	 容を含む。	·		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
	I X	国際予備審査報告の基礎	I						
	Π	優先権							
	Π []	新規性、進歩性又は産業	上の利用可能	性についての	国際予備審査報	告の不作成			
	IV 🗌	発明の単一性の欠如							
	v X	PCT35条(2)に規定	する新規性、社	進歩性又は産業	としの利用可能	生についての見	解、それ	を裏付ける	るため
	の文献及び説明 VI ある種の引用文献								
	Ⅶ──国際出願の不備								
	₩ X 国際出願に対する意見								
1									

国際予備審査の請求書を受理した日	国際予備審査報告を作成した日
20.12.00	24.05.01
名称及びあて先 日本国特許庁(IPEA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官(権限のある職員) 鈴木 恵理子 電話番号 03-3581-1101 内線 3448

様式PCT/IPEA/409(表紙)(1998年7月)

国際予備審査報告		国際出願番号 PCT/JP00/04422
I. 国際予備審査報告の基礎		
		れた。(法第6条(PCT14条)の規定に基づく命令に Sいて「出願時」とし、本報告書には添付しない。
X 出願時の国際出願書類		
明細書 第 明細書 第 明細書 第 明細書 第	ページ、 ページ、 ページ、	出願時に提出されたもの 国際予備審査の請求書と共に提出されたもの 付の書簡と共に提出されたもの
請求の範囲 第 請求の範囲 第 請求の範囲 第 請求の範囲 第 請求の範囲 第	項、 項、 項、 項、	出願時に提出されたもの PCT19条の規定に基づき補正されたもの 国際予備審査の請求書と共に提出されたもの 付の書簡と共に提出されたもの
図面 第 図面 第 図面 第 図面 第	ページ/図、 ページ/図、 ページ/図、	出願時に提出されたもの 国際予備審査の請求書と共に提出されたもの 付の書簡と共に提出されたもの
明細書の配列表の部分 第 明細書の配列表の部分 第 明細書の配列表の部分 第	ページ、 ページ、 ページ、	出願時に提出されたもの 国際予備審査の請求書と共に提出されたもの 付の書簡と共に提出されたもの
2. 上記の出願書類の言語は、下記に示す場	島合を除くほか、この	国際出願の言語である。
 この国際出願に含まれる書面によ この国際出願と共に提出されたフ 出願後に、この国際予備審査(ま 出願後に、この国際予備審査(ま 出願後に提出した書面による配列 書の提出があった 	朝の言語 PCT規則55.2また(こ)酸配列を含んでお る配列表 レキシブルディスク(たは調査)機関に提(たは調査)機関に提(表が出願時における)	は55.3にいう翻訳文の言語 ちり、次の配列表に基づき国際予備審査報告を行った。 による配列表 出された書面による配列表 出されたフレキシブルディスクによる配列表 国際出願の開示の範囲を超える事項を含まない旨の陳述
書の提出があった。	2/040/1054.	スクによる配列表に記録した配列が同一である旨の陳述
	項 ページ 示したように、補正が らのとして作成した。	・ 一 「出願時における開示の範囲を越えてされたものと認めら (PCT規則70.2(c) この補正を含む差し替え用紙は上

÷



in the second second

国際出顧番号 PCT/IP00/04422

四际了调查了放口		422
V. 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての法第12 文献及び説明	条(PCT35条(2))に定める見解、それ	ぃを裏付ける
1. 見解		
新規性(N) 請求の範囲 請求の範囲	1-7	有 無
進歩性(IS) 請求の範囲 請求の範囲	1-7	有 無
産業上の利用可能性 (IA) 請求の範囲 請求の範囲	<u>1-7</u>	有 無
2. 文献及び説明(PCT規則70.7)		
請求の範囲1-7について 国際調査報告で引用した文献1(GB, 2 DSA)17.9月.1997(17.09.9 エマルジョンの乳化安定剤として使用すること 主鎖であるガラクチュロン酸は部分的にエステ ないフリーのカルボキシル基とカゼイン分子が ことは、本願優先日前既に広く知られた周知の は、そのカゼイン分子との結合力が減少するこ である。 したがって、ペクチンを安定化剤として用い 食品の製造において、粘度の上昇を抑えるため 載の低分子化したペクチンを用いることは、 で、請求の範囲1-7の発明には、進歩性が言	7)) には、低分子化したペク が記載されている。一方、ペク ル化されており、エステル化さ 結合し、酸性蛋白食品を安定化 事項であり、低分子化したペク とは、当業者が容易に想到し後 いることが周知の、酸性カゼイ めにペクチンに代え、上記文献 当業者が容易になし得たことで	チチンを クチンでも シンンいる シチンこ オ に記



国際出願番号 PCT/JP00/04422

VI. 国際出願に対する意見

請求の範囲、明細書及び図面の明瞭性又は請求の範囲の明細書による十分な裏付についての意見を次に示す。

請求の範囲6には、低分子化していないペクチンを添加した酸性蛋白食品を加熱 することによる酸性蛋白食品の製造法が記載されているが、この製造法については明 細書の実施例等で裏付けられておらず、また、この方法によると加熱による蛋白の変 性という問題も生じることは明らかであり、請求の範囲6の発明は、明細書により十 分に裏付けられていない PATENT COOPERATION TOATY

UT Transiation INTERNATIONAL PRELIMINARY EXAMINATION REPORT

PCT

(PCT Article 36 and Rule 70)

Applicant's or agent's file reference H738-PCT	FOR FURTHER ACTION		ionofTransmittalofInternational Preliminary Report (Form PCT/IPEA/416)
International application No.International filing date (day/month/year)Priority date (day/month/year)PCT/JP00/0442204 July 2000 (04.07.00)27 August 1999 (27.08.100)			Priority date (<i>day/month/year</i>) 27 August 1999 (27.08.99)
International Patent Classification (IPC) or r A23C 9/13, A23L 2/68	national classification and IPC		
Applicant	FUJI OIL CO., L	ΓD.	
and is transmitted to the applicant a 2. This REPORT consists of a total of This report is also accompa been amended and are the ba Rule 70.16 and Section 607 These annexes consist of a to 3. This report contains indications rela 1 Basis of the report 1 Priority 11 Priority 11 Non-establishment 1 Lack of unity of inv V Reasoned statement VI Certain documents VI Certain defects in th	<u>4</u> sheets, including to Article 36. <u>4</u> sheets, including index by ANNEXES, i.e., sheets are not and/or sheets of the Administrative Instruction of the Administrative Instruction of opinion with regard to novel the following items:	ng this cover s s of the descr containing rec is under the Po y, inventive st to novelty, in t	iption, claims and/or drawings which have tifications made theory the Authority (see CT). RECEPT the Authority (see FEB 1 5 2002 TC 1700
Date of submission of the demand	Date o	f completion of	of this report
20 December 2000 (20.12.00) 24 May 2001 (24.05.2001)			
Name and mailing address of the IPEA/JP	Author	ized officer	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

Telephone No.

Form PCT/IPEA/409 (cover sheet) (July 1998)

Facsimile No.

INTERNATIONAL PRELIMINARY EXAMINATION REPORT

International application No.

INTERNATIONAL PRELIMINARY EXAMINATION REPORT	PCT/JP00/04422
I. Basis of the report	
1. With regard to the elements of the international application:*	
the international application as originally filed	
the description:	
pages	, as originally filed
pages	, filed with the demand
pages, filed with the lette	r of
the claims:	
pages	, as originally filed
pages, as amended (to	ogether with any statement under Article 19
pages	, filed with the demand
pages, filed with the lette	r of
the drawings:	
pages	, as originally filed
pages	, filed with the demand
pages, filed with the lette	r of
the sequence listing part of the description:	
pages	, as originally filed
pages	
pages, filed with the lette	r of
 2. With regard to the language, all the elements marked above were available or furnishe the international application was filed, unless otherwise indicated under this item. These elements were available or furnished to this Authority in the following language the language of a translation furnished for the purposes of international search (under the language of publication of the international application (under Rule 48.3(b)). the language of the translation furnished for the purposes of international prelion or 55.3). 	which is: ader Rule 23.1(b)).
 With regard to any nucleotide and/or amino acid sequence disclosed in the i preliminary examination was carried out on the basis of the sequence listing: 	nternational application, the international
contained in the international application in written form.	
filed together with the international application in computer readable form.	
furnished subsequently to this Authority in written form.	
furnished subsequently to this Authority in computer readable form.	
The statement that the subsequently furnished written sequence listing do international application as filed has been furnished.	es not go beyond the disclosure in the
The statement that the information recorded in computer readable form is id been furnished.	entical to the written sequence listing has
4. The amendments have resulted in the cancellation of:	
the description, pages	
the claims, Nos.	
the drawings, sheets/fig	
5. This report has been established as if (some of) the amendments had not been m beyond the disclosure as filed, as indicated in the Supplemental Box (Rule 70.2(c)	
* Replacement sheets which have been furnished to the receiving Office in response to an in this report as "originally filed" and are not annexed to this report since they	i invitation under Article 14 are referred to do not contain amendments (Rule 70.16
and 70.17). ** Any replacement sheet containing such amendments must be referred to under item 1 ar	ad annexed to this report.

INTERNATIONAL PRELIMINARY EXAMINATION REPORT

International application No.

PCT/JP00/04422

V. Reasoned statement under Article 35(2) with regard to novelty, inventive step or industrial applicability; citations and explanations supporting such statement				
Claims	1-7	YES		
Claims		NO		
Claims		YES		
Claims	1-7	NO		
Claims	1-7	YES		
Claims		NO		
	Claims	Claims 1-7 Claims Claims Claims Claims Claims 1-7		

2. Citations and explanations

Claims 1-7

Document 1 [GB, 2311024, A (Systems Bio-Ind SA), 17 September, 1997 (17.09.97)] cited in the ISR describes the use of depolymerized pectin as an emulsification stabilizer of an emulsion. On the other hand, it is a matter well known already before the priority date of the present application, that galacturonic acid as the main chain of pectin is partially esterified, and that the free carboxyl groups not esterified and casein molecules are combined with each other to stabilize acidic protein food, and a person skilled in the art could have easily conceived that depolymerized pectin decreases in bonding strength with casein molecules.

Therefore, a person skilled in the art could have easily used the depolymerized pectin described in document 1 instead of pectin to inhibit the rise of viscosity in the production of acidic casein-containing food in which the use of pectin as a stabilizer is well known. So, the subject matters of claims 1-7 do not appear to involve an inventive step.

PCT/JP00/04422

VIII. Certain observations on the international application

The following observations on the clarity of the claims, description, and drawings or on the question whether the claims are fully supported by the description, are made:

Claim 6 describes a process for producing acidic protein food by heating acidic protein food containing non-depolymerized pectin. However, this production process is not supported by examples or the like in the specification, and it is obvious that this process causes a problem of protein denaturation due to heating. So, the subject matter of claim 6 is not sufficiently supported by the specification.

Form PCT/IPEA/409 (Box VIII) (July 1998)



Ţ

)

)

1/6

H738-PCT

特許協力条約に基づく国際出願願書 原本(出願用) - 印刷日時 2000年07月03日(03.07.2000)月曜日 16時51分08秒

		ſ <u>····································</u>
0 0-1	受理官庁記入欄 国際出願番号.	(CT)
0-2	国際出願日	04.7.00
0-3	(受付印)	爱狼印
		/
0-4	「様式-PCT/RO/101 この特許協力条約に基づく国 際出顧顧書は、	
0-4-1	尿血頻頻皆は、 右記によって作成された。	PCT-EASY Version 2.90 (updated 10.05.2000)
0-5	申立て 出願人は、この国際出願が特許 協力条約に従って処理されるこ とを請求する。	
0-6	出願人によって指定された受 理官庁	日本国特許庁(R0/JP)
0-7	田願人又は代理人の書類記号	H738-PCT
1	発明の名称	酸性蛋白食品及びその製造方法並びに安定化剤
п	出願人	
11-1	この欄に記載した者は	出願人である (applicant only)
11-2	右の指定国についての出願人で ある。	米国を除くすべての指定国 (all designated States except US)
II−4ja	名称	不二製油株式会社
II-4en	Name	FUJI OIL CO., LTD.
II-5ja	あて名:	542-0086 日本国
11-5en	Address:	大阪府 大阪市中央区西心斎橋 2丁目1番5号 1-5, Nishi-Shinsaibashi 2-chome, Chuo-ku, Osaka-shi, Osaka 542-0086 Japan
11-6	国籍(国名)	日本国 JP
11-7		日本国 JP

.

特許協力条約に基づく国際出願願書 原本(出願用) - 印刷日時 2000年07月03日(03.07.2000)月曜日 16時51分08秒

! .___

)

)

e

111-1	その他の出願人又は発明者	
111-1-1	この欄に記載した者は	出願人及び発明者である(applicant and
		inventor)
111-1-2	右の指定国についての出願人で	米国のみ (US only)
	ある。	
III-I-4ja	氏名(姓名)	高橋 太郎
III-I-4en	Name (LAST, First)	TAKAHASHI, Taro
	あて名:	300-2497 日本国
	000	茨城県筑波郡谷和原村絹の台
		4丁目3番地
		不二製油株式会社つくば研究開発センター内
111-1-500		
111-1-560	Address:	C/O FUJI OIL CO., LTD. TSUKUBA R&D CENTER
		4-3, Kinunodai, Yawaramura,
		Tsukuba-gun, Ibaraki 300-2497
•		Japan
111-1-6	国籍(国名)	日本国 JP
111-1-7	住所(国名)	日本国 JP
111-2	その他の出願人又は発明者	
111-2-1		
	この欄に記載した者は	出願人及び発明者である(applicant and
		inventor)
111-2-2	右の指定国についての出願人で	出顧人及び発明者である(applicant and inventor) 米国のみ(US only)
	右の指定国についての出願人で ある。	inventor) 米国のみ (US only)
III-2-4ja	右の指定国についての出願人で ある。 氏名(姓名)	inventor) 米国のみ (US only) 戸邉 順子
III-2-4ja	右の指定国についての出願人で ある。	inventor) 米国のみ (US only) 戸邉 順子 TOBE, Junko
-2-4ja -2-4en	右の指定国についての出願人で ある。 氏名(姓名)	inventor) 米国のみ (US only) 戸邉 順子 TOBE, Junko 300-2497 日本国
-2-4ja -2-4en	右の指定国についての出願人で ある。 氏名(姓名) Name (LAST, First)	inventor) 米国のみ (US only) 戸邉 順子 TOBE, Junko 300-2497 日本国
-2-4ja -2-4en	右の指定国についての出願人で ある。 氏名(姓名) Name (LAST, First)	inventor) 米国のみ (US only) 戸邉 順子 TOBE, Junko 300-2497 日本国 茨城県 筑波郡谷和原村絹の台
-2-4ja -2-4en	右の指定国についての出願人で ある。 氏名(姓名) Name (LAST, First)	inventor) 米国のみ (US only) 戸邉 順子 TOBE, Junko 300-2497 日本国 茨城県 筑波郡谷和原村絹の台 4丁目3番地
-2-4ja -2-4en	右の指定国についての出願人で ある。 氏名(姓名) Name (LAST, First) あて名:	inventor) 米国のみ(US only) 戸邊 順子 TOBE, Junko 300-2497 日本国 茨城県 筑波郡谷和原村絹の台 4丁目3番地 不二製油株式会社つくば研究開発センター内
-2-4ja -2-4en -2-5ja	右の指定国についての出願人で ある。 氏名(姓名) Name (LAST, First) あて名:	inventor) 米国のみ (US only) 戸邉 順子 TOBE, Junko 300-2497 日本国 茨城県 筑波郡谷和原村絹の台 4丁目3番地 不二製油株式会社つくば研究開発センター内 C/O FUJI OIL CO., LTD. TSUKUBA R&D CENTER
-2-4ja -2-4en -2-5ja	右の指定国についての出願人で ある。 氏名(姓名) Name (LAST, First) あて名:	inventor) 米国のみ (US only) 戸邉 順子 TOBE, Junko 300-2497 日本国 茨城県 筑波郡谷和原村絹の台 4丁目3番地 不二製油株式会社つくば研究開発センター内 C/O FUJI OIL CO., LTD. TSUKUBA R&D CENTER 4-3, Kinunodai, Yawaramura,
-2-4ja -2-4en -2-5ja	右の指定国についての出願人で ある。 氏名(姓名) Name (LAST, First) あて名:	inventor) 米国のみ (US only) 戸邉 順子 TOBE, Junko 300-2497 日本国 茨城県 筑波郡谷和原村絹の台 4丁目3番地 不二製油株式会社つくば研究開発センター内 C/O FUJI OIL CO., LTD. TSUKUBA R&D CENTER 4-3, Kinunodai, Yawaramura, Tsukuba-gun, Ibaraki 300-2497
III-2-4ja III-2-4en III-2-5ja III-2-5en	右の指定国についての出願人で ある。 氏名(姓名) Name (LAST, First) あて名: Address:	inventor) 米国のみ (US only) 戸邉 順子 TOBE, Junko 300-2497 日本国 茨城県 筑波郡谷和原村絹の台 4丁目3番地 不二製油株式会社つくば研究開発センター内 C/O FUJI OIL CO., LTD. TSUKUBA R&D CENTER 4-3, Kinunodai, Yawaramura, Tsukuba-gun, Ibaraki 300-2497 Japan
-2-4ja -2-4en -2-5ja	右の指定国についての出願人で ある。 氏名(姓名) Name (LAST, First) あて名:	inventor) 米国のみ (US only) 戸邉 順子 TOBE, Junko 300-2497 日本国 茨城県 筑波郡谷和原村絹の台 4丁目3番地 不二製油株式会社つくば研究開発センター内 C/O FUJI OIL CO., LTD. TSUKUBA R&D CENTER 4-3, Kinunodai, Yawaramura, Tsukuba-gun, Ibaraki 300-2497

H738-PCT

特許協力条約に基づく国際出願願書 原本(出願用) - 印刷日時 2000年07月03日(03.07.2000)月曜日 16時51分08秒

1

` i___

)

)

111-3	その他の出願人又は発明者	
-3-	この欄に記載した者は	出願人及び発明者である(applicant and
		inventor)
111-3-2	右の指定国についての出願人で	米国のみ (US only)
	ある。	
-3-4ja	氏名(姓名)	古田 均
	Name (LAST, First)	FURUTA, Hitoshi
	あて名:	300-2497 日本国
111 0 0,0	0(1.	
		茨城県筑波郡谷和原村絹の台
		4丁目3番地
		不二製油株式会社つくば研究開発センター内
111-3-5en	Address:	C/O FUJI OIL CO., LTD. TSUKUBA R&D CENTER
		4-3, Kinunodai, Yawaramura,
		Tsukuba-gun, Ibaraki 300-2497
		Japan
111-3-6	国籍(国名)	日本国 JP
111-3-7	住所(国名)	日本国 JP
TII-4	その他の出願人又は発明者	
111-4-1	この欄に記載した者は	出願人及び発明者である (applicant and
		inventor)
111-4-2	右の指定国についての出願人で	
111-4-2	石の指定国についての山崩八て	米国のみ (US only)
11 1- 4-4ia	のる。 氏名(姓名)	木綿 良介
	Name (LAST, First)	KIWATA, Ryosuke
- 4-5]a	あて名:	300-2497 日本国
		茨城県 筑波郡谷和原村絹の台
		4丁目3番地
		不二製油株式会社つくば研究開発センター内
III-4-5en	Address:	C/O FUJI OIL CO., LTD. TSUKUBA R&D CENTER
		4-3, Kinunodai, Yawaramura,
		Tsukuba-gun, Ibaraki 300-2497
		Japan
111-4-6	国籍(国名)	日本国 JP
111-4-7	住所(国名)	
		日本国 JP

H738-PCT

特許協力条約に基づく国際出願願書 原本(出願用) - 印刷日時 2000年07月03日(03.07.2000)月曜日 16時51分08秒

1

)

)

.

	原本(田願用) 一印刷日	时 2000年01月03日(03.01.2000)月曜日 10時31月00日
17-1	代理人又は共通の代表者、通	
	知のあて名	
	下記の者は国際機関において右	代理人(agent)
	記のごとく出願人のために行動	
	する。	
IV-I-Ija	氏名(姓名)	石田 敬
IV-1-len	Name (LAST, First)	ISHIDA, Takashi
IV-1-2ja	あて名:	105-8423 日本国
		東京都港区虎ノ門
		三丁目5番1号 虎ノ門37森ビル
		青和特許法律事務所
IV-1-2en	Addroom	A. AOKI, ISHIDA & ASSOCIATES
11-1-201	Address:	
		Toranomon 37 Mori Bldg., 5-1, Toranomon
		3-chome,
		Minato-ku, Tokyo 105-8423
		Japan
14-1-3	電話番号	03-5470-1900
IV-1-4	ファクシミリ番号	03-5470-1911
17-2	その他の代理人	筆頭代理人と同じあて名を有する代理人
		(additional agent(s) with same address as
		first named agent)
IV-2-1ja	氏名	吉田 維夫; 鶴田 準一; 西山 雅也; 樋口 外治
	Name (s)	YOSHIDA, Tsuguo; TSURUTA, Junichi; NISHIYAMA,
	Name (3)	Masaya; HIGUCHI, Sotoji
·v	国の指定	
, V-1	国の指定	EP: AT BE CH&LI CY DE DK ES FI FR GB GR IE IT
••	(他の種類の保護又は取扱いを	LU NC NL PT SE
	求める場合には括弧内に記載す	及びヨーロッパ特許条約と特許協力条約の締約国
	る。)	である他の国
- <u>V-2</u>		CN US
1-2	国内特許 (他の種類の保護又は取扱いを	
	求める場合には括弧内に記載す	-
	3。)	
V-5	指定の確認の宣言	
	出願人は、上記の指定に加えて	
	、規則4.9(b)の規定に基づき、	
	特許協力条約のもとで認められ	
	る他の全ての国の指定を行う。	
	ただし、V-6欄に示した国の指 定を除く。出願人は、これらの	
	追加される指定が確認を条件と	
	していること、並びに優先日か	
	ら15月が経過する前にその確認	
	がなされない指定は、この期間	
	の経過時に、出願人によって取	
	り下げられたものとみなされる	
V-6	ことを宣言する。	
	指定の確認から除かれる国	なし (NONE)
VI-I	先の国内出願に基づく優先権	
VI-I-I	主張	
	先の出願日	1999年08月27日(27.08.1999)
VI-I-2	先の出願番号	特願平11-240787号
¥1-1-3	国名	日本国 JP
VII-1	特定された国際調査機関(ISA)	日本国特許庁(ISA/JP)

H738-PCT

.

特許協力条約に基づく国際出願願書 原本(出願用) - 印刷日時 2000年07月03日(03.07.2000)月曜日 16時51分08秒

)

)

		用紙の枚数	- 旅付された電子データ
¥111 VIII-I	照合欄 願書	日 和私の权気 6	
¥111-2	明細書	15	
VI11-3	請求の範囲	1	-
VIII-4	要約	1	foch738. txt
V111-5	図面	0	-
V111-7	合計	23	<u> </u>
	添付書類	花 付	添付された電子データ
V111-8	手数料計算用紙	\checkmark	-
VIII-9	別個の記名押印された委任状		-
VIII-16	PCT-EASYディスク	-	フレキシブルディスク
VIII-17	その他	納付する手数料に相当す	-
		納付する手数料に相当す る特許印紙を貼付した書	
		面	
VIII-18	要約書とともに提示する図の 番号		
VIII-19	国際出願の使用言語名:	日本語(Japanese)	
1X-1	提出者の記名押印	ារចេទ	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
		に回れ	
1X-1-1	氏名(姓名)	石田敬	-1
11-2	提出者の記名押印	「而当	?i
IX-2-1	氏名(姓名)		
11-3	提出者の記名押印		
		「「「「」」「「」」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」	
1X-3-1	氏名(姓名)		=
11-4	提出者の記名押印		
		使 题 9	
17 4 1	[[女 ()+ 女)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	¥
1X-4-1 1X-5	氏名(姓名)		
18-1	提出者の記名押印	治極美	2
		之口王	王
IX-5-1	氏名(姓名)	樋口 外治 印外日	

受理官庁記入欄

10-1	国際出願として提出された書 類の実際の受理の日	
10-2	図面:	
10-2-1	受理された	
10-2-2	不足図面がある	
10-3	国際出願として提出された書 類を補完する書類又は図面で あってその後期間内に提出さ れたものの実際の受理の日(訂正日)	
10-4	特許協力条約第11条(2)に基づ く必要な補完の期間内の受理 の日	
10-5	出願人により特定された国際 調査機関	ISA/JP

H738-PCT



)

)

6/6

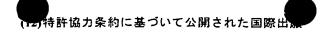
特許協力条約に基づく国際出願願書 _{原本}(出願用) - 印刷日時 2000年07月03日(03.07.2000)月曜日 16時51分08秒

10-6 調査手数料未払いにつき、国 際調査機関に調査用写しを送 付していない

国際事務局記入欄

11-1	記録原本の受理の日	

H738-PCT



(19) 世界知的所有権機関 国際事務局



(43) 国際公開日 2001 年3 月8 日 (08.03.2001)

PCT

(10) 国際公開番号 WO 01/15540 A1

- (51) 国際特許分類⁷:
 A23C 9/13, A23L 2/68

 (21) 国際出願番号:
 PCT/JP00/04422

 (22) 国際出願日:
 2000 年7 月4 日 (04.07.2000)
- (25) 国際出願の言語: 日本語
- (26) 国際公開の言語: 日本語 (30) 優先権データ:
- 特願平11/240787 1999 年8 月27 日 (27.08.1999) JP
- (71) 出願人 (米国を除く全ての指定国について): 不二製 油株式会社 (FUJI OIL CO., LTD.) [JP/JP]; 〒542-0086 大阪府大阪市中央区西心斎橋2丁目1番5号 Osaka (JP).
- (72) 発明者;および

り:

Ż

(75) 発明者/出願人 (米国についてのみ): 高橋太郎 (TAKA-HASHI, Taro) [JP/JP]. 戸邉順子 (TOBE, Junko) [JP/JP]. 古田 均 (FURUTA, Hitoshi) [JP/JP]. 木綿良介 (KI-WATA, Ryosuke) [JP/JP]; 〒300-2497 茨城県筑波郡谷 和原村絹の台4丁目3番地 不二製油株式会社 つくば 研究開発センター内 Ibaraki (JP).

- (74) 代理人:石田 敬,外(ISHIDA, Takashi et al.); 〒 105-8423 東京都港区虎ノ門三丁目5番1号 虎ノ門37 森ビル 青和特許法律事務所 Tokyo (JP).
- (81) 指定国 (国内): CN, US.
- (84) 指定国 (広域): ヨーロッパ特許 (AT, BE, CH, CY, DE, DK, ES, FI, FR, GB, GR, IE, IT, LU, MC, NL, PT, SE).

添付公開書類: 国際調本報

— 国際調査報告書

2文字コード及び他の略語については、定期発行される 各PCTガゼットの巻頭に掲載されている「コードと略語 のガイダンスノート」を参照。

(54) Title: ACIDIC PROTEINOUS FOODS, PROCESS FOR PRODUCING THE SAME AND STABILIZERS

(54) 発明の名称:酸性蛋白食品及びその製造方法並びに安定化剤

(57) Abstract: Acidic proteinous foods in which pectin having been degraded to give a viscosity of 150 mPa*s is employed as an acidic proteinous food stabilizer in an amount exceeding 0.4% by weight. Addition of the above-described pectin makes it possible to broaden the stable pH range and to improve the texture of the products bylowering the viscosity thereof.

(57) 要約:

WO 01/15540 A1

150mPa・s以下の粘度にまで低分子化したペクチンを酸性蛋白食品安定化剤として使用し、酸性蛋白食品中に 0.4重量%を超える量で配合した酸性蛋白食品。安定化pH域の拡大ならびに製品の低粘度化による食感の改良を図ることができる。

i

明細書

酸性蛋白食品及びその製造方法並びに安定化剤

技術分野

本発明は、酸性蛋白食品及びその製造方法並びに酸性蛋白食品用の安定化剤に関する。

背景技術

いわゆる飲むヨーグルトや乳酸菌飲料、フルーツ牛乳等の酸性乳 飲料中の蛋白は、等電点近辺のpH 3.8~5.3 において非常に不安定 であり、乳蛋白が凝集し、さらに時間が経過すると、乳蛋白の沈澱 が生じ、乳漿が分離する。また、殺菌加熱時には、この凝集が著し くなり、全く商品価値を失ってしまう。

そこで、従来は上記の飲むヨーグルトや乳酸菌飲料等の酸性乳飲料には、蛋白を安定に分散させるために、通常、酸性乳飲料当り 0 .2~0.4 重量%のペクチン等が使用されている。

ペクチンの代表例は、柑橘類、リンゴ、カリン等に多量に含まれ ている酸性多糖類であり、分子内に含まれるガラクツロン酸が蛋白 との間に架橋を形成して、酸性乳飲料中の蛋白を一定期間安定に分 散させることができる。

しかし、ペクチンは添加により酸性乳飲料の安定性を向上させる ことができるが、同時に粘度が高くなり、糊感が発生して喉ごしが 悪化し、あるいは極端な場合にはゲル化を引き起こし、作業性なら びに商品価値の低下を生じてしまうという欠点がある。

そこで、酸性乳飲料の粘度を低下させることを目的として、酵素 等で分解された低分子化ペクチンを酸性乳飲料に添加した場合につ

1

ŧ.

いて検討した報告(カーボハイドレートポリマーズ、 <u>6</u>, P.361-37 8 (1986)、特開平7-264977号公報)があるが、いずれの場合にも 、分子量が低下するに従って安定性が低下して、低分子化ペクチン の単独での使用によっては酸性乳飲料を安定化できないことが示さ れている。

さらに、低分子化したペクチンの利用に関しては、加熱分解によ り得た低分子化ペクチンを乳化剤(水中油型の系において界面活性 を示す)ならびに乳化安定剤(水中油型の乳状液を安定化する性質)として利用する発明(特開平10-4894号公報)、ペクチンにエン ド型ポリガラクツロナーゼを作用させて得られる低分子化ペクチン を食物繊維として利用する発明(特開平5-252972号公報)等があ るが、ペクチンを分解して得られる低分子ペクチンが酸性下の乳蛋 白の分散安定性に寄与することについては、いずれの発明において も記載されていない。

また、従来のペクチンが安定化できる酸性乳飲料の上限pHは、使用する蛋白の等電点まで、すなわち、乳蛋白の場合ではpH4.5 までであり、等電点より高いpH域にわたって糊感を生じることなく酸性乳飲料を安定化できる技術は無く、使用できる酸性乳飲料の風味には制限があった。

発明の開示

本発明は、酸性下において蛋白の安定性の向上および製品の低粘 度による食感の改良を同時に図ることのできる酸性蛋白食品及びそ の製造方法並びに酸性蛋白食品の安定化剤を提供することを目的と する。

本発明者は、上記課題を解決すべく鋭意研究を重ねた結果、低分子化したペクチンを酸性蛋白食品中に所定量以上で配合することに

1

より、酸性蛋白食品中の乳蛋白の分散を安定化させると同時に酸性 蛋白食品を低粘度化して製品の食感を改善し、さらには安定化でき るpH域を等電点以上にまで拡大し得るという知見を得た。本発明は 、かかる知見に基づいて完成されたものである。

従って、本発明は、低分子化したペクチンを 0.4重量%より多く 含有する酸性蛋白食品を提供する。好ましくは、ペクチンは25℃で その5%溶液の粘度が150mPa・s以下まで低分子化されたものであ り、酸性蛋白食品は代表的には飲料である。また、得られる飲料の 粘度は25℃で 10mPa・s 以下であることができる。

本発明は、また、低分子化したペクチンを 0.4重量%より多く使 用することを含む酸性蛋白食品の製造方法、及び低分子化していな いペクチンを 0.4重量%より多く添加した酸性蛋白食品を、 100℃ 以上で加熱することを含む酸性蛋白食品の製造方法を提供する。本 発明は、さらに、低分子化したペクチンを有効成分とする酸性蛋白 食品用の安定化剤を提供する。

発明を実施するための最良の形態

本発明において使用される低分子化ペクチンは、ペクチンの重合 度を低下させることのできる公知のいかなる化学的、物理的処理に よっても得ることができる。処理の例としては、酸加水分解処理、 超音波処理、ガンマ線処理、剪断による機械的分解処理、アルカリ によるβ脱離処理、酸素、塩素、亜塩素酸塩、次亜塩素酸塩、過酸 化水素、フェントン試薬等の酸化剤を使った酸化的分解、または酵 素的もしくは微生物による分解等が挙げられる。酵素を使用する場 合には、ペクチンリアーゼ、ポリガラクツロナーゼ、ペクチンエス テラーゼとポリガラクツロナーゼの組み合わせ等が挙げられる。

本発明の低分子化ペクチンの原料は、柑橘類、リンゴ、カリン、

٦.

根菜類などその起源は問わない。柑橘類、リンゴ、カリン等から得 られるペクチンであって、特にエステル化度(DE値)が50%以上の 高メトキシルタイプのものが、低分子化度の広い範囲にわたって分 散安定化に効果を発揮するという点で好ましい。

低分子化ペクチンを調製するためには、加熱分解処理が好ましい 方法であり、以下に詳細に述べる。一般に、ペクチンは、もとにな る原料、すなわち柑橘類の果実皮やリンゴ搾汁粕を水に懸濁し、pH 1~6に調整した後に、 100℃以下、好ましくは75~85℃の温度に おいて、数分から数時間、好ましくは30~120 分の間、機械的剪断 下で抽出される。このようにして抽出されたペクチンは、次いで遠 心による沈澱除去及び/又はパーライト、珪薬土、セルロース等を 助剤として濾過することにより、懸濁液から分離回収される。回収 されたペクチン溶液を、 100℃以上、好ましくは 100~130 ℃に上 昇させ、この温度で数分間、好ましくは 5~15分間保つことからな る熱分解処理にかけることにより低分子化ペクチンが調製される。 得られた低分子化ペクチンは、アルコール(または金属塩)で沈澱 させる前、または直接乾燥される前に、限外濾過や蒸発により十分 に濃縮されてもよい。得られた、熱分解による低分子化ペクチンは 、次いで乾燥され、粉末化される。

さらに、前記方法において、ペクチンの低分子化と抽出は同時に 行うことも可能であり、その場合にはペクチンの抽出を、ペクチン が分解を受ける温度域すなわち 100℃以上の(通常加圧条件下で) 、好ましくは 100~130 ℃の温度にて行う必要がある。この際の抽 出時間は、ペクチンの粘度が所定の範囲内に入るように設定され、 予備実験などにより確認を行った後に、処理する温度によって適宜 決められる。

さらに、ペクチンの低分子化は、工業的方法の他の段階、例えば

直接行われるか、又は無溶媒下で再溶解あるいは再懸濁の後に行われる濃縮、沈澱、又は粉末化のなどの各工程においても実施可能である。

また、酵素による分解を行う場合には、1~5%のペクチン水溶 液に、ペクチン分解作用を有する酵素を加えて、15~55℃で2分~ 24時間撹拌した後、加熱等により酵素を失活させればよい。本発明 の低分子化ペクチンは、水溶液のままでもよいが、処理液にアルコ ールを添加して低分子化ペクチンを沈澱させる方法や噴霧乾燥等に より粉末化してもよい。

本発明の低分子化ペクチンを調製するために用いられるペクチン 分解酵素は、ペクチンを分解し、低分子化できるものであれば特に 限定されないが、例えば、ペクチンリアーゼ、ポリガラクツロナー ゼ、ペクチンエステラーゼとポリガラクツロナーゼの組み合わせ等 が挙げられる。

本発明における低分子化ペクチンは、5%濃度の水溶液をB型粘度計(ローター No.1, 60rpm, 25℃)で計測したとき、150mPa・ s以下の粘度を示す程度にまで分解したものである。

一方、本発明における低分子化ペクチンは、5%濃度の水溶液で 13mPa・s以上の粘度を示すものが好ましく、より好ましくは15~ 130mPa・s、さらに好ましくは20~90 mPa・sである。なお、通常 の未分解ペクチンの5%濃度の水溶液の粘度は200mPa・s以上であ り、400mPa・s以上であることが多く、これらはペクチンの由来や DE値などの化学的性質によって変化しうる。

本発明の低分子化ペクチンを用いて酸性蛋白食品を製造する際に は、従来の未分解ペクチンでは不適当であると考えられていた、酸 性蛋白食品に対して 0.4重量%を超える量を添加すればよい。低分 子化ペクチンを使用した場合には、 0.4重量%以下では十分な分散

-

£

Í.

安定性が得られない。さらに、酸性乳飲料に対して好ましくは 0.5 重量%以上、さらに好ましくは 0.7重量%以上添加することにより 安定化できるpH域が蛋白の等電点以上にまで拡がる。

なお、添加量の上限に関しては特に制限は無いが、糊感が発生し て喉ごしの悪化が起きないように、得られる酸性乳飲料の製品粘度 が、 10mPa・sを超えない範囲内にとどめる必要があるので、酸性 蛋白食品当り 5.0重量%以下での使用が好ましい。

また、本発明の酸性蛋白食品の製造時における製品粘度の低下は 、酸性蛋白食品中に 0.4重量%を超える量、好ましくは 0.5重量% 以上、さらに好ましくは 0.7重量%以上の未分解もしくは低分子化 ペクチンを添加して安定化した酸性乳飲料に 100℃以上の加熱、特 にレトルト加熱を行うことによっても達成される。なお、従来の酸 性乳飲料は酸性域にあるため 100℃以上の殺菌処理をする必要がな く、且つ、ペクチンを多量添加すると粘度が上昇するため酸性乳飲 料において 0.4重量%を超える量のペクチンは添加されることがな かった。

本発明における酸性蛋白食品は、動植物性蛋白を含有する酸性の 食品であって、牛乳、豆乳などの動植物性蛋白を使用した飲料に柑 橘果汁又はその他の果汁、或いはクエン酸、乳酸などの有機酸もし くは燐酸などの無機酸を添加してなる酸性蛋白飲料、乳製品を酸性 にした酸性乳飲料、アイスクリームなどの乳成分入りの冷薬に果汁 等を加えた酸性アイス、フローズンヨーグルトなどの酸性冷薬、プ リン、ババロア等のゲル化食品に果汁などを加えた酸性デザート及 び乳酸菌飲料(生菌、殺菌タイプを含む)、発酵乳(固体状又は液 体状)等の酸性を帯びた乳飲料を包含する。また、動植物性蛋白と は、牛乳、山羊乳、脱脂乳、豆乳、これらを粉末化した全脂粉乳、 脱脂粉乳、さらに糖を添加した加糖乳、濃縮した濃縮乳、カルシウ

ムなどのミネラル、ビタミン類等を強化した加工乳及び発酵乳や、 それに由来する蛋白を指す。なお、発酵乳は上記動植物性蛋白を殺 菌後、乳酸菌スターターを加えて発酵させた発酵乳を指すが、所望 によりさらに粉末化し、又は糖などを加えたものであってもよい。

以下に実施例を挙げて、本発明の実施態様を詳細に説明するがこれは例示であって本発明の精神がこれらの例示によって制限される ものではない。なお、例中、部および%は何れも重量で示す。

実施例1

a)酵素分解による低分子化ペクチンの調製

DB値が71%のペクチン(商品名「ペクチンSM-478」、三栄源エフ エフアイ(株)製) 100gを85℃に加熱した脱塩水約1800gに分解 溶解し、30℃まで冷却し、脱塩水を加えて全容量を2000gとした後 、ペクチンリアーゼの酵素液(商品名「Pektolase LM」、グリンス テッド プロダクト社製) 1.0gを加え、2時間撹拌を続けて、分 解反応を行った。2時間経過後、処理液を沸騰水浴に浸け、酵素を 失活後に溶液を冷却し、蒸発した水分を補正後に遠心分離による不 溶化物の除去を行い、低分子化ペクチン溶液を回収した。この回収 した試料を25℃の恒温水槽中に60分間入れ、B型粘度計(ローター No.1,60rpm,25℃)で粘度を測定した結果、粘度は 58.0mPa・ sであった。得られた低分子化ペクチンを使用して表1に示すよう な配合の酸性乳飲料を調製し、その安定性の評価を行った。なお、 酵素による分解前の未分解ペクチンの5%溶液の粘度は279.0mPa・ sであった。

٢

表 1

乳蛋白の分散安定化機能の評価配合

ペクチン	(5%溶液) 6部、10部、14部
砂糖液	(50%溶液) 18部
牛乳	50部
クエン酸液	(50%溶液)にてpHを3.8 から5.3 に調整
水	全量が 100部になるように調整

b)低分子化ペクチンの簡易安定性試験

全量が1000gとなるように表1の配合で酸性乳飲料を調製した。 すなわち、a)で調製した低分子化ペクチンがそれぞれ 0.3部(酸 性乳飲料全量に付して 0.3%)、 0.5部(同 0.5%)、 0.7部(同 0.7%)となるようにペクチン液を配合した乳飲料に、50%クエン 酸液を滴下して、製品のpHを3.8 から5.3 まで0.3 刻みで調整した 。pH調整後ホモゲナイザーを使用して150kgf/cm² で均質化して乳 飲料を完成した。得られた酸性乳飲料製品について、B型粘度計(ローター No.1, 60rpm, 25℃)での粘度の測定ならびに状態の観 察を行った。さらに、各酸性乳飲料を 200gずつレトルト袋に充填 し、80℃、20分間または 121℃、10分間の殺菌を行い、状態の観察 を行った。この評価の結果を以下の表2にまとめて示す。

7

÷

低分子化ペクチ	酸性乳 飲料調	粘度	状態		
ン配合量	較中的 整pH	(mPa•s)	加熱前	80℃殺菌後	121℃殺菌後
0.7部(0.7%)	pH 3.8	24. 8	凝集	著しく凝集	著しく凝集
"	pH 4.1	7.2	安定	安定	安定
"	pH 4.4	6.5	安定	安定	安定
"	pH 4.7	6.2	安定	安定	安定
"	pH 5.0	9.8	安定	安定	安定
"	pH 5.3	7.4	凝集	著しく凝集	著しく凝集
0.5部(0.5%)	pH 3.8	19.6	凝集	著しく凝集	著しく凝集
"	pH 4.1	5. 2	安定	安定	若干凝集
"	pH 4.4	5.6	安定	安定	安定
"	pH 4.7	6. 0	安定	安定	安定
"	pH 5.0	9. 8	安定	凝集	著しく凝集
"	pH 5.3	7.4	凝集	著しく凝集	著しく凝集
0.3部(0.3%)	pH 3,8	25, 7	凝集	著しく凝集	著しく凝集
"	pH 4.1	8.0	凝集	凝集	著しく凝集
"	pH 4.4	5, 3	凝集ぎみ	凝集	著しく凝集
"	pH 4.7	10. 0	凝集	著しく凝集	著しく凝集
"	pH 5.0	16. 1	凝集	著しく凝集	著しく凝集
"	pH 5.3	5. 7	凝集	著しく凝集	著しく凝集

表2の結果から明らかなように、本発明に従って低分子化ペクチ ンを安定化剤として 0.5部(0.5%)以上用いることにより、酸性乳 飲料の安定性が向上されると共に、低粘度化が図れることが認めら れる。さらに、安定化できた製品は 121℃のレトルト殺菌を行って も安定な状態を維持していた。

Ć

4

実施例2

c)熱分解による低分子化ペクチンの調製

DE値が71%のペクチン(商品名「ペクチンSM-478」、三栄源エフ エフアイ(株)製) 100gを85℃に加熱した脱塩水約1800gに分散 溶解し、30℃まで冷却し、脱塩水を加えて全容量を2000gとした後 、 180gずつレトルト袋に充填し、表3に示すような条件で熱分解 処理を行った。熱分解後、回収した試料を25℃の恒温水槽中に60分 間入れ、B型粘度計(ローター No.1, 60rpm, 25℃)で粘度を測 定した。その結果も表3に併せて示す。

No.	熱分解条件	5%溶液粘度
1	対照(未加熱)	263.0
2	80℃、10分	262.5
3	100℃、10分	190.0
4	105℃、10分	162.0
5	110℃、10分	126.0
6	115℃、10分	85.5
7	121℃、10分	54.5
8	124℃、10分	33.1
9	128℃、10分	18.7
10	121℃、20分	24.0
11	121℃、30分	12.8

<u>表 3</u>

上記結果のように、 100℃以上で熱分解を行うことにより、ペク チン溶液の粘度低下が起こることが確認できた。

前記 c) で得られた各低分子化ペクチン溶液(5%)を使用して 下記の表4に示すような配合で酸性乳飲料を調製し、その安定性の

評価を行った。

表 4

乳蛋白の分散安定化機能の評価配合

ペクチン液	(5%溶液) 14部
砂糖液	(50%溶液) 18部
牛乳	50部
クエン酸液	(50%溶液)にてpHを4.7 に調整
水	全量が 100部になるように調整

d)低分子化ペクチンの簡易安定性試験

全量が1000gとなるように表4の配合で酸性乳飲料を調製した。 すなわち、ペクチンがそれぞれ 0.7部(酸性乳飲料全量に対して 0 .7%)となるように配合し、50%クエン酸液を滴下して、pHを4.7 に調整し、ホモゲナイザーを使用して150kgf/cm²で均質化して製 品とした。得られた酸性乳飲料製品については、B型粘度計(ロー ター No.1, 60rpm, 25℃)での粘度の測定ならびに状態の観察を 行った。さらに、各酸性乳飲料を50gずつレトルト袋に充塡し、80 ℃、20分間並びに 121℃、10分間の殺菌を行い、状態の観察ならび に下記の各項目の測定を行った。

乳漿分離の評価:

加熱殺菌後の評価用飲料を20gを精評し、遠心分離装置(コクサン(株)製、H-103N型)で、750g、20分間の遠心分離を行い、乳 漿の分離を観察した後に、乳漿を除去して、濾紙上で20分間倒置し 、十分に乳漿を取り除き沈澱の重量を求め、次式により乳蛋白沈澱 率を求めた。

乳蛋白沈澱率(%)=沈澱物の重量/試料の重量×100 表5に得られた各酸性乳飲料の粘度および加熱殺菌後の酸性乳飲

₹

Ź

料の状態ならびに乳蛋白沈澱率の変化を示す。

表 5

r1				
No.	ペクチン 溶液粘度	上段:状態、	沈澱率/下段:	粘度、食感 *
NU.	(5%)	加熱前	80℃殺菌後	121℃殺菌後
1	263.0	安定 (0.8%) 36.1 (++)	安定 (0.7%) 36.2 (++)	安定(0.9%) 3.9 (-)
2	262.5	安定(0.5%) 33.5(++)	安定(0.7%) 33.2(++)	安定(1.1%) 3.6 (-)
3	190.0	安定(0.6%) 20.5(++)	安定(0.8%) 18.9(++)	安定(1.0%) 3.4 (-)
4	162.0	安定(0.7%) 14.3(++)	安定 (0.9%) 14.3 (++)	安定(1.3%) 3.4 (-)
5	126.0	安定(0.5%) 8.9(-)	安定(0.6%) 8.8(-)	安定(1.0%) 3.5 (-)
• 6	85.5	安定(0.5%) 7.2(-)	安定(0.6%) 7.0(-)	安定(1.1%) 3.4 (-)
7	54.5	安定(0.8%) 6.9(-)	安定(0.9%) 7.0(-)	安定(1.1%) 2.9 (-)
8	33.1	安定(0.8%) 6.2(-)	安定(1.0%) 6.5(一)	安定(1.2%) 3.0 (-)
9	18.7	安定(1.2%) 5.8(-)	安定(1.0%) 6.2(-)	安定(1.7%) 3.4 (-)
10	24.0	安定(0.8%) 6.0(-)	安定 (1.0%) 6.2 (-)	安定(1.5%) 3.2 (-)
11	12.8	凝集(10.0%)	凝集顕著 (23.0%)	凝集顕著 (14.9%)
		13.7 (++)	4.3(++)	(14.5_{H}) 3.1 (++)

*: ++(糊感あり) ← ----→ - (糊感なし)

表5の結果から明らかなように、5%溶液の粘度で 13mPa・s以上、130mPa・s以下まで低分子化したペクチンを安定化剤として用いることにより、酸性乳飲料の安定性が向上するとともに製品粘度を 10mPa・s以下まで低粘度化でき、かつ、製品の喉ごしが改善さ

Ŧ

Å.

れ、糊感が感じられなくなることが認められた。

さらに、 121℃殺菌後の酸性乳飲料の粘度はいずれも4.0mPa・s 以下まで低下しており、糊感が感じられず、良好な喉ごしを示した 。このことから、 100℃以上の加熱によるペクチンの低分子化は酸 性蛋白食品調製後に行っても同等の効果が発揮されることが確認で きた。

実施例3

ペクチンの抽出原料としてリンゴ搾汁粕(商品名:アップルファ イバー、ニチロ社、水分5%)を使用して、リンゴ搾汁粕 500gを 水9500gに懸濁した後に、pHを4.5 に調整後、 120℃、30分間加熱 して、ペクチンの抽出と低分子化を同時に行った。冷却後、遠心分 離(10000g×30分間)を行って上澄み液と沈澱部に分離し、分離し た沈澱部に等重量の水を加えて再度遠心分離を行い、上澄み液を先 の上澄み液と混合した後に、アルコール濃度80%となるようにエタ ノールを加えて沈澱精製処理を行った。回収した沈澱部を凍結乾燥 して低分子化ペクチンとした。このリンゴ搾汁粕由来の低分子化ペ クチンを使用して実施例2と同様にpH4.7 における酸性乳飲料安定 化能の観察を行ったところ、粘度6.0mPa・sの良好な酸乳が得られ た。なお、得られた低分子化ペクチンの5%溶液の粘度は 14.0mPa ・sであった。

比較例1

DE値が71%のペクチン(商品名「ペクチンSM-478」、三栄源エフ エフアイ(株)製)を使用した以外は、実施例1と同様にして表1 に示すような配合の酸性乳飲料を調製し、その安定性の評価を行っ た。評価の結果を以下の表6にまとめて示す。

ť

£

ペクチン	酸性乳飲	上段:状態、	、沈澱率/下段:粘度、食感*		
配合量	料調整 pH	加熱前	80℃殺菌後	121℃殺菌後	
0.7部 (0.7%) "	pH 3.8	安定 (1.8%) 36.1 (++) 安定 (0.5%)	若干凝集(1.7%) 42.2 (++)	凝集(2.9%) 12.7(+) 安定(1.2%)	
	pH 4.1	安定(0.5%) 20.5(++)	安定(0.8%) 15.8(++)	安定(1.3%) 4.4(一)	
"	pH 4.4	安定(0.6%) 29.5(++)	安定(0.8%) 32.5(++)	安定(1.1%) 4.3(一)	
"	pH 4.7	安定(0.7%) 36.1(++)	安定(0.9%) 36.2(++)	安定(1.0%) 3.9(一)	
11	pH 5.0	ゲル化(1.1%)	ゾル状(1.5%)	安定(1.7%)	
	pH 5.3	62.2(++) 凝集(3.1%) 50.1(++)	42.4(++) 凝集(22.5%) 49.1(++)	6.5(一) 凝集(18.2%) 9.3(+)	
0.5部	pH 3.8	安定 (2.4%)	若干凝集(2.5%)	凝集(18.2%)	
(0. 5%) ″	pH 4.1	19.5(++) 安定(0.7%) 20.5(++)	23.5(++) 安定(1.3%) 21.8(++)	39.3(++) 安定(1.1%) 3.8(一)	
"	pH 4.4	安定(0.6%) 30.2(++)	安定(0.8%) 29.9(++)	安定(1.0%) 4.0(一)	
"	pH 4.7	安定(0.7%) 33.5(++)	安定 (0.9%) 35.8 (++)	去定(1.3%) 4.7(一)	
"	рН 5.0	安定(2.4%)	若干凝集(2.4%)	凝集(8.2%)	
	рН 5.3	49.5 (++) 凝集 (5.4%) 26.4 (++)	52.5 (++) 凝集 (22.5%) 22.5 (++)	19.3 (++) 凝集 (18.2%) 7.3 (+)	
0.3部 (0.3%)	pH 3.8	凝集 (7.0%) 22.6 (++)	凝集(22.5%) 23.2(++)	凝集(16.9%) 19.3(++)	
(0. 3A) //	pH 4.1	安定 (2.9%)	凝集(22.5%)	凝集(20.9%)	
"	pH 4.4	16.7 (++) 安定 (1.2%)	14.5 (++) 安定 (1.1%)	5.6(一) 凝集(11.5%)	
"	pH 4.7	13.5 (+) 凝集 (12.7%)	18.9(++) 凝集(14.7%)	3.4(一) 凝集(12.5%)	
"	pH 5.0	26.4(++) 凝集(7.2%) 19.5(++)	22.5 (++) 凝集(15.9%) 23.5 (++)	7.3 (+) 凝集 (9.1%) 3.6 (-)	
"	рН 5.3	凝集 (6.3%) 19.5 (++)	凝集(12.4%) 23.5(++)	疑集(15.1%) 3.6(一)	

<u>表6</u>.

*: ++(糊感あり) ← ----→ -(糊感なし)
 表6の結果から明らかなように、ペクチンの添加量が増えるに従って酸性乳飲料の安定性が向上するが、粘度の上昇も同時に観察されており、添加量を増やしすぎると、ゲル化することも確認された
 1 4

Ĭ

。ただし、ペクチンを安定化剤として 0.5部(酸性乳飲料全量に対 して 0.5%)以上用いることにより、安定化された製品は、 121℃ のレトルト殺菌を行うことによって、安定な状態を維持したまま、 製品の低粘度化ができることも確認できた。

産業上の利用可能性

本発明に従って低分子化ペクチンを酸性乳飲料安定化組成物として 0.4重量%より多い添加量で使用した酸性乳飲料は、安定化する ことができるpH域が拡大されるとともに、低粘度化をも図ることが できるため、喉ごし等の食感を改良することができる。

ĩ

請求の範囲

1. 低分子化したペクチンを 0.4重量%より多く含有する酸性蛋 白食品。

2. ペクチンが25℃でその5%溶液の粘度が150mPa・s以下まで 低分子化されたものである、請求項1に記載の酸性蛋白食品。

3.酸性蛋白食品が飲料である、請求項1に記載の酸性蛋白食品 。

4. 飲料の粘度が25℃で 10mPa・s以下である、請求項3に記載の酸性蛋白食品。

5.酸性蛋白食品に低分子化したペクチンを 0.4重量%より多く 添加することを含む酸性蛋白食品の製造方法。

6.低分子化していないペクチンを 0.4重量%より多く添加した
 酸性蛋白食品を、 100℃以上で加熱することを含む酸性蛋白食品の
 製造方法。

7.低分子化したペクチンを有効成分として含む酸性蛋白食品用 の安定化剤。

力 条 約 許 拹

ΕP

·-- 2

PCT

国際調査報告

(法8条、法施行規則第40、41条) (PCT18条、PCT規則43、44)

出願人又は代理人 の書類記号 H738-PCT	今後の手続きについては、	国際調査報告 及び下記5を			[SA/220)
国際出願番号 PCT/JP00/04422	国際出願日 (日.月.年) 04.07		優先日 (日.月.年)	27.08.	99
出願人(氏名又は名称) 不二製油株式会社					
国際調査機関が作成したこの国際調 この写しは国際事務局にも送付され		(PCT18条		い出願人に送	付する。
この国際調査報告は、全部で 2	ページである。				
この調査報告に引用された先行	技術文献の写しも添付され	ている。			
 国際調査報告の基礎 a.言語は、下記に示す場合を除 この国際調査機関に提出さ 	くほか、この国際出願がされ れた国際出願の翻訳文に基			行った。	
 b. この国際出願は、ヌクレオチ この国際出願に含まれる書 		でおり、次の配	列表に基づき	国際調査を行	った。
□ この国際出願と共に提出さ	れたフレキシブルディスク	による配列表		· ·	
	関に提出された書面による				
	関に提出されたフレキシブ る配列表が出願時における			える事項を含ま	ない旨の陳述
書面による配列表に記載し 書の提出があった。	た配列とフレキシブルディ	スクによる配列	列表に記録し†	と配列が同一て	ある旨の陳述
2. 請求の範囲の一部の調査	ができない(第I欄参照)。				
3. 🧌 発明の単一性が欠如して	いる(第Ⅱ欄参照)。				
4.発明の名称は 🛛 🕮	顧人が提出したものを承認す	する。		· ·	
() 次(こ示すように国際調査機関な	が作成した。			
-	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				, , , , , , , , , , , , , , , , ,
	領人が提出したものを承認す				``````````````````````````````````````
国(Ⅱ欄に示されているように、 祭調査機関が作成した。出め 国際調査機関に意見を提出す	頃人は、この国	際調査報告の		
6. 要約書とともに公表される図は、 第 図とする。□ 出!			X t	なし	
日 出	領人は図を示さなかった。				
	図は発明の特徴を一層よく家	表している。			

様式PCT/ISA/210(第1ページ)(1998年7月)

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

Y

1

-

-



PCT/JP00/04422

A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER Int.Cl ⁷ A23C9/13, A23L2/68				
According to	International Patent Classification (IPC) or to both nati	onal classification and IPC		
	SEARCHED			
	cumentation searched (classification system followed by	y classification symbols) '68, A23L1/0524		
Documentati	on searched other than minimum documentation to the e	extent that such documents are included	in the fields searched	
JICS	ata base consulted during the international search (name T FILE (JOIS) C FILE (JOIS)	of data base and, where practicable, sea	rch terms used)	
C. DOCUM	MENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT			
Category*	Citation of document, with indication, where app	propriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.	
Y	<pre>GB, 2311024, A (SYSTEMS BIO-IND SA), 17 September, 1997 (17.09.97) & FR, 2745980, A1 & US, 5900268, A & JP, 10-4894, A</pre>		1-7	
Y	EP, 709033, A1 (YAKULT HONSHA K 01 May, 1996 (01.05.96) & AU, 9534325, A & US, 56909 & JP, 8-112058, A	1-7		
Y	JP, 10-313781, A (Kao Corporation), 02 December, 1998 (02.12.98) (Family: none)		1-7	
Y	JP, 3-201943, A (Kanebo, LTD.), 03 September, 1991 (03.09.91)		1-7	
Furthe	er documents are listed in the continuation of Box C.	See patent family annex.		
 Special categories of cited documents: "A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance "E" earlier document but published on or after the international filing date "L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified) "O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means "P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed 		 "T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention "X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone "Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is cambined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art "&" document member of the same patent family 		
Date of the actual completion of the international search 26 September, 2000 (26.09.00)		Date of mailing of the international search report 03 October, 2000 (03.10.00)		
Name and Jap	mailing address of the ISA/ panese Patent Office	Authorized officer		
Facsimile	No.	Telephone No.		

Form PCT/ISA/210 (second sheet) (July 1992)

	国際調査報告	国際出願番号	PCT/JPO	0/04422	
A. 発明の属する分野の分類(国際特許分類(IPC)) Int.Cl ⁷ A23C9/13, A23L2/68					
調査を行った最	5った分野 か限資料(国際特許分類(IPC)) A23C9/00~9/158,A23L2/3	38~2∕68, A2	3 L 1 / 0 5 2 4		
最小限資料以外	トの資料で調査を行った分野に含まれるもの				
JICST	目した電子データベース(データベースの名称、 ファイル(JOIS) ファイル(JOIS)	調査に使用した用語)			
引用文献の	5と認められる文献			関連する 請求の範囲の番号	
<u>カテゴリー*</u> Y	GB, 2311024, A (SYSTEMS BIO-IND SA) 17日. 9月. 1997 (17.09.97) & FR, 2745980, A1&U		<u>請求の範囲の番号</u> 1-7		
Y	S, 5900268, A&JP, 10 EP, 709033, A1 (YAKULT) 96 (01.05.96) &AU, 9 690975, A&JP, 8-112	HONSHA KK)1日. 9534325, A		1-7	
Y Y	JP, 10-313781, A(花3998 (02. 12. 98) (ファミJP, 3-201943, A (鐘紡彬1 (03. 09. 91) (ファミリー	E株式会社)2日. ミリーなし) 未式会社)3日. !		1 - 7 1 - 7	
□ C欄の続	□ C欄の続きにも文献が列挙されている。 □ パテントファミリーに関する別紙を参照。				
 * 引用文献のカテゴリー 「A」特に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示すもの 「E」国際出願日前の出願または特許であるが、国際出願日・以後に公表されたもの 「U後に公表されたもの 「L」優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する					
国际調査を完	イレた日 26.09.00	国际祠堂報告の先达	□ U3.1	0.00	
国際調査機関の名称及びあて先 日本国特許庁(ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区段が関三丁目4番3号		特許庁審査官(権限(鈴木 恵理- 電話番号 03-3	?	AN 8114 内線 3448	

様式PCT/ISA/210(第2ページ)(1998年7月)

3

)

PATENT COOPERATION TREAT

-

		From the INTERNATIONAL BUREAU			
PCT NOTICE INFORMING THE APPL COMMUNICATION OF THE INT APPLICATION TO THE DESIGN, (PCT Rule 47.1(c), first se	TERNATIONAL ATED OFFICES	To: ISHIDA, Takashi A. Aoki, Ishida & Associates Toranomon 37 Mori Building 5-1, Toranomon 3-chome Minato-ku Tokyo 105-8423 JAPON			
Date of mailing (day/month/year) 08 March 2001 (08.03.01)	·				
Applicant's or agent's file reference H738-PCT		IMPORTANT NOTICE			
International application No. PCT/JP00/04422	International filing 04 July 200	date (day/month/year) 0 (04.07.00)	Priority date (day/month/year) 27 August 1999 (27.08.99)		
Applicant FUJI OIL CO., LTD. et al					
 Notice is hereby given that the International Bureau has communicated, as provided in Article 20, the international application to the following designated Offices on the date indicated above as the date of mailing of this Notice:					
 Enclosed with this Notice is a copy of the international application as published by the International Bureau on 08 March 2001 (08.03.01) under No. WO 01/15540 					
REMINDER REGARDING CHAPTER II (Article 31(2)(a) and Rule 54.2) If the applicant wishes to postpone entry into the national phase until 30 months (or later in some Offices) from the priority date, a demand for international preliminary examination must be filed with the competent International Preliminary Examining Authority before the expiration of 19 months from the priority date. It is the applicant's sole responsibility to monitor the 19-month time limit. Note that only an applicant who is a national or resident of a PCT Contracting State which is bound by Chapter II has the right to file a demand for international preliminary examination.					
REMINDER REGARDING ENTRY INTO THE NATIONAL PHASE (Article 22 or 39(1))					
If the applicant wishes to proceed with the international application in the national phase , he must, within 20 months or 30 months, or later in some Offices, perform the acts referred to therein before each designated or elected Office. For further important information on the time limits and acts to be performed for entering the national phase, see the Annex to Form PCT/IB/301 (Notification of Receipt of Record Copy) and Volume II of the PCT Applicant's Guide.					
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
The International Bureau of WIPO 34, chemin des Colombettes 1211 Geneva 20, Switzerland		Authorized officer J. Zahra			
Facsimile No. (41-22) 740.14.35		Telephone No. (41-22) 338.83.38			

Form PCT/IB/308 (July 1996)

12

.

PATENT COOPERATION TREAT

-		From the INTERNATIONAL BUREAU				
PCT INFORMATION CONCERNIN OFFICES NOTIFIED OF THEIR (PCT Rule 61.3)		To: ISHIDA, Takashi A. Aoki, Ishida & Associates Toranomon 37 Mori Building 5-1, Toranomon 3-chome Minato-ku Tokyo 105-8423 JAPON				
Date of mailing (day/month/year) 08 March 2001 (08.03.01)						
Applicant's or agent's file reference H738-PCT		IMPORTANT INFORMATION				
International application No. PCT/JP00/04422	··· · · · •	g date (day/month/year)Priority date (day/month/year)00 (04.07.00)27 August 1999 (27.08)				
Applicant FUJI OIL CO., LTD. et al						
 The applicant is hereby informed that the International Bureau has, according to Article 31(7), notified each of the following Offices of its election: EP : AT,BE,CH,CY,DE,DK,ES,FI,FR,GB,GR,IE,IT,LU,MC,NL,PT,SE National :CN,US The following Offices have waived the requirement for the notification of their election; the notification will be sent to them by the International Bureau only upon their request: None The applicant is reminded that he must enter the "national phase" before the expiration of 30 months from the priority date before each of the Offices listed above. This must be done by paying the national fee(s) and furnishing, if prescribed, a translation of the international application (Article 39(1)(a)), as well as, where applicable, by furnishing a translation of any annexes of the international application (Article 39(1)(a)), as well as, where applicable, by furnishing a translation of any annexes of the international prediction (Article 39(1)(a)), as well as, where applicable time limits at the acts to be performed upon entry into the national phase before a particular Office, see Volume II of the PCT Applicant's Guide. The entry into the European regional phase is postponed until 31 months from the priority date for all States designated for the purposes of obtaining a European patent. 						
The International Bureau of WIPO 34, chemin des Colombettes 1211 Geneva 20, Switzerland		Authorized officer: J. Zał	nra			
		Telephone No. (41-22) 3	38.83.38			

Form PCT/IB/332 (September 1997)

2

ŕ

. 0

Ϋ